

平成22年5月10日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2009

課題番号：19530002

研究課題名（和文）江戸時代警察機構の末端組織に関する研究—仙台藩を中心として—

研究課題名（英文） On the Servants of Policemen in Sendai Clan

研究代表者

吉田 正志（YOSHIDA MASASHI）

東北大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：30113872

研究成果の概要（和文）：仙台藩警察機構の末端組織の特徴を江戸の町奉行所のそれと比較しつつ研究した結果、(1)江戸ではやくざ者でもある目明し（岡っ引）の使用が近世後期には禁止されたのに対し、仙台藩では城下の目明しが幕末まで一貫して公的に使用された。(2)江戸では町奉行所の管轄が江戸市中に限られたのに対し、仙台藩では、城下の警察業務を担当した小人目付、同心、及び目明しが、在方にも出張して警察業務を行った。(3)そのため、彼等の手先が在方にも存在し、とくに被差別民が重要な役割を果たした。おそよ以上の新知見を得られた。

研究成果の概要（英文）：In the Tokugawa Period, there were many people who were used as a tool by the policemen in Sendai Clan. They were called Meakashi, Itazuramonoshimariyaku, Tesaki, Kojikikoyanusi or Raininkoyanushi. In this study I realized their social positions and activities in the town and villages. As compared with Edo town, in Sendai Clan especially the people who were treated discriminately accepted the important parts of police.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2008年度	800,000	240,000	1,040,000
2009年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：基礎法学・日本・日本法制史・警察・目明し

1. 研究開始当初の背景

江戸時代警察機構の末端組織という、すぐさま思い浮かべられるのは、都市江戸において町奉行配下の同心によって利用された目明し（岡っ引）のことであろう。この江戸の目明しについては、日本法制史学に厚い研

究蓄積がある。

しかし、最近、歴史学の分野から、目明しのアウトロー的性格ないし芸能興行主催者としての側面に着目することにより、彼らの広域的ネットワークの存在に注目する研究がもたらされ、目明し研究の深化が図られる

一方、彼らの地域的特性・多様性が改めて認識されたことによって、今後の研究課題として、彼らの実態を全国各地で掘り起こしていくことが求められるようになった。

さらに、警察業務に組み込まれた庶民は決して目明しだけでなく、これ以外にも各種の手先が存在した。とくに地域によっては被差別民が重要な役割を果たした。

以上のような研究段階を踏まえると、仙台藩の警察組織に組み込まれた庶民や被差別民についての研究はきわめて不十分なものであった。

2. 研究の目的

以上のような研究段階を踏まえ、本研究が解明を目指したのは、以下の3点である。

(1) 警察機構に組み込まれた目明し・徒者締り役・手先・被差別民の実態解明

研究の現段階では、各種庶民・被差別民が仙台藩の警察機構に組織されたことが一定程度指摘されてはいるが、それらの実態についての解明はきわめて不十分である。よって、まずはそれらの実態を史料に即して解明することが第1の課題となる。

(2) 手先の存在をめぐる町奉行と郡奉行・小人目付の確執構造の解明

これまでの研究では、同じく仙台藩の警察を担当した諸役所でありながら、それらの間に、とくに手先の使用をめぐる、一定の確執・矛盾があったことが、ほとんど知られていない。この確執・矛盾の実態を確認しつつ、それが生じた原因を追究することが第2の課題である。

(3) 近代的警察制度移行期の解明

さらに、仙台藩の警察機構が、明治維新を迎えた際に、近代的警察制度の形成に直面して、いかなる変容を被ったかを解明することを第3の課題とする。

3. 研究の方法

本研究の方法は、主として仙台藩警察機構に関連する各種史料を収集・分析し、その結果を幕府及び諸藩の警察機構と比較検討するものであるが、とくに下記の未刊史料を多く利用した。

仙台市博物館 第5代藩主以降の治家記録
(第4代藩主以前のそれは活字化されている)

東北大学附属図書館 御僉議格 全
御制事之巻
御郡始末ノ扣
近年被仰渡之部
御触御用永留牒
諸式御制方留
東北歴史博物館 鈴木家文書
宮城県図書館 靖亭雜纂
御仕置頭書

矯正図書館

定留

後例留

陸前高田市立図書館 気仙郡大肝入吉田家
文書

4. 研究成果

今回の研究で得られた成果は以下の通りである。

(1) 目明しの実態

仙台藩における目明しの初見は、元禄元年12月に被疑者探索のため南部藩領に派遣された「目明シ四兵衛」であるが、この者の性格は不明である。しかし元禄4年6月に目明しに任命された「茂左衛門」は、赦により罪を許された者で、明らかに犯罪者であった。以後、この元犯罪者が代々目明しに任命されたものと思われ、この点では全国的な目明しの性格と共通している。

この目明しの主要な職務は、以下の4点である。

① 犯罪捜査

目明しの職務の中心が犯罪捜査であることはいままでもない。宝暦2年に主人殺しの犯人を追って南部領まで行った「目明し仲吉」、文久2年に収賄事件を追及した「目明し源吉」など、その例は多い。なかでも次に述べる乞食支配を確立した「目明し十右衛門」は当時著名な目明しで、「十右衛門手先」を名乗って悪事を働く偽者まで出るほどだった。もともと、この十右衛門は、のちに博奕に關与して死刑に処されているので、やはり俠客的存在であった。

② 乞食支配

目明しは、城下及び在方に住む「乞食小屋主」の支配を、遅くとも享保期には任され、彼等を利用することで犯罪捜査の実を挙げた。乞食は差別された存在であったため、他領の乞食と婚姻を結ぶなど、仙台藩領域を越えたネットワークをもち、それが警察力として効果的であった。

③ 香具師支配

目明しは、さらに一部の香具師支配も行った。大道芸などをしながら商売する香具師も各地を渡り歩く存在であり、これまた犯罪捜査に有効に利用できた。

④ 芝居興行支配

仙台藩は、芝居興行に強い規制を加えたが、そのなかにあつて、一定の芝居には目明しがその興行申請を行って藩の許可を得たらしい。芝居役者集団も各地を渡り歩く者たちであり、やはり藩領域を越えた活動が可能であった。

以上のように、仙台藩の目明しは、藩領域を越えて渡り歩き、しかも何らかの差別を受けている集団を利用しつつ、さらには庶民の手先をも使いながら、警察機構の末端に位置

したのである。そして、明治になっても2、3年頃までは明らかにこれまでと同様の警察活動を行っていたが、近代的警察制度が次第に確立するに伴い、その役割を終えた。

(2) 徒者締り役

徒者締り役は、その名称の示す通り、いたずら者を取り締まる職務を与えられて、在方に存在した警察力である。その設置時期は必ずしも明確でないが、おそらく全領一斉に設置されたのではなく、近世中期頃に大肝入の治安維持職務を補佐する者が使用され始め、それが次第に徒者締り役と呼ばれるようになったものと思われる。

彼等の身分は農民であるが、その実態をみると、やはり博奕などの犯罪に関与したり、香具師や芸人の世話をしているので、目明しと同様、俠客的性格をもったものと判断し得る。

それゆえ、確かに彼等は治安維持機能を果たしたが、一方において藩の權威を笠に着て傍若無人な振る舞いを行うことがしばしばで、一般の百姓にとっては迷惑な側面をもった。とくに彼等の手当は一般百姓の負担で与えられており、また、彼等が警察業務に従事していることを理由に、本来百姓が負担すべき伝馬役等を免除され、その分一般百姓の負担が増加するなど、ありがたくない存在でもあった。

とくに一般百姓にとって脅威だったのは、彼等が大肝入・肝入の手先となって、年貢等の上納物の督促を行うことだった。一般百姓が年貢納入に苦しんでいるとき、徒者締り役が警察力を背景に強引な督促を行ったのである。そのため時には一般百姓の怨嗟的となり、寛政9年に生じた未曾有の大百姓一揆に際して、徒者締り役は大肝入・肝入とともに激しい打ちこわしの対象となったのである。

この百姓一揆のあと、徒者締り役に対する藩の規制が若干強められたこともあったが、結局はこれまでと同様の役割を与え続けられて存続した。むしろ城下から出張してくる小人目付等にも利用されるようになり、これを迷惑とする郡奉行・大肝入側がそれを阻止しようとして、小人目付と確執を生じたこともあった。

この徒者締り役も明治初年まで「番人」と名を変えて生き延び、各村に1名ずつおかれて、不審者取締りに当たったが、これまた近代的警察制度の整備に伴い、明治10年前にはその姿を消したと思われる。

(3) 各種の手先

下級武士である小人目付や町同心、さらに町人である城下の目明しも、それぞれ各種の手先を使用してその職務を遂行した。例えば、

小人目付は小人を手先として城下武家地の治安維持に当たった。また町同心は城下においては目明しを手先として町人地を管轄した。さらに目明しは、「十人組」と呼ばれる手先を城下にもっていた。

しかし、ここで主として取り上げたいのは、小人目付・町同心・目明しが在方に出張した際に利用した手先である。小人目付が徒者締り役を在方での活動に利用したことはすでに述べたが、手先は決してこれだけでなく、例えば「御小人目付手前之者」などと呼ばれる者もあり、また町同心についても「御町同心手先」と称される者が在方にいた。目明しの手先については、とくに「合判持」と呼ばれたらしい。これらはいずれも農民身分の者で、やはり俠客的性格の者であった。

もっとも、彼等は決して藩から正式に手先として任命されたものではなく、小人目付等の役人が内々に依頼していたに過ぎないものであった。

なお、在方では、被差別民である「乞食小屋主」や「癩人小屋主」と呼ばれた者も彼等の手先となって利用されたが、この被差別民については次に述べることとし、ここではさしあたり、百姓身分である手先使用をめぐる郡奉行と町奉行の確執、及び郡奉行と小人目付の確執についてみておこう。

① 郡奉行と町奉行の確執

すでに述べた通り、在方に存在する手先は、城下から出張してくる町同心・目明しにとっては、その警察活動を効果的に進めるためにぜひ必要な存在であった。ところが一般の百姓にとっては、これら手先はしばしば藩権力をバックに、庶民をいじめるならず者として立ち現れた。そのため郡奉行のなかには、これら手先は在方に害をなす者であるとして、その排除に乗り出す者もあった。なかでも寛政初年の著名な郡奉行である玉虫十蔵は、きわめて強く手先排除を主張した。

すなわち、「合判持」や「御用足」と呼ばれる手先は、藩から一切手当等を貰っていないにもかかわらず、それぞれ自分から望んでその役に就いているが、それは田畑での働きを嫌がり、それでいて何かうまみがあるからこそのことだ、と十蔵はいう。おそらくは、このような手先の存在が、在方の風俗悪化に拍車をかけてもいたのであろう。

このような郡奉行の主張に対して、町奉行は、町同心や目明しの在方での活動には、これら手先が絶対必要だとの立場を強調し、手先の人柄をよく吟味させてから使うようにしたいと述べ、郡奉行の理解を求めた。また藩上層部もこの町奉行の肩を持つ姿勢だった。

十蔵は、そもそも人柄がよい百姓は農業一途に働いている者であって、召捕り物など得意な筈はない。手先となっている者は、農作

業を嫌う道楽者だから、人柄がいい筈がない、と反論する。

このような郡奉行と町奉行の応酬があったものの、この段階では結局町奉行の主張が通ったようで、町同心と目明しの在方での手先の使用が認められた。

②郡奉行と小人目付の確執

一方、小人目付の手先についてであるが、詳しい経緯は不明ながら、仙台藩は、文化2年に、手先の性格について指令し、それはあくまでも密偵ないし道案内が役目であり、犯人逮捕まで行わせてはならないとした。犯人逮捕まで認めると、その威勢を誇ってよからぬことが生じるとする。そのうえで、翌文化3年には、小人目付が手先を使ってもいいが、人品等をよく吟味して、人数も減らすよう命じた。

ところが、さらにその翌年の文化4年には、郡奉行より在方での小人目付手先がいかに弊害をもたらしているかが報告されたらしい。具体的には、小人目付の手先であることを笠に着て、村方で勝手をいって村方が困っているとか、揉め事に立ち入って内済して謝礼を受けたり、領外移出を禁じられている米や塩を密移出した者を捕らえながら、謝礼を取って内密にしてやったりということが告発されている。

このような郡奉行の告発に対して、小人目付側は、本来小人目付の手先はだれであるか分からないようにしておくべきものだけでも、これからは手先の名前を村役人に通告しておくことと妥協している。

しかし、郡奉行はあくまでも手先使用の全面禁止を求めたらしく、これに対して小人目付もさらに抵抗して、情報提供者がいなければ廻村しても役目を果たせないと主張したが、このときは結局郡奉行の主張通り、小人目付手先の使用禁止が命じられている。

以上、手先の使用をめぐる郡奉行と町奉行、郡奉行と小人目付の確執をみてきた。その結果、使用禁止となった手先もあった筈ながら、現実にはその後も内々に手先の存在が続いたらしい。嘉永元年に、郡奉行より代官に対し、手先使用は禁止されているので、もし手先と称してよからぬことをする輩がいたら取り締まれとの命令が発せられている。

実際、在方の風俗矯正を図る郡奉行にとって、手先はその存在自体が許せないものだったのに対し、在方での警察活動を効果的に行いたいと考える町奉行・小人目付にとって、手先は必要悪としてぜひとも認めたいものだった。それゆえ、この問題をめぐっては、幕末期に至っても藩上層部と郡奉行・代官との間での遣り取りがみられる。この遣り取りに示される手先のあり方は、煎じ詰めれば、法的には使用禁止とされているが、その時々

に臨時使用という形でならば使用が許されるというもので、それゆえ、現実には、手先が日常的に使用され続けたといわなければならない。

事実、明治維新後になっても、明治3年に、小人目付の系譜を引くと考えられる仙台藩監察係捕亡が、「御用足」を採用してほしいと監察係に要望し、人物を精選して7、8人を「捕亡手附」にすることが認められている。近代的警察制度が整備される以前においては、各種の手先が必要悪として使用され続けたのである。

(4) 被差別民

最後に、仙台藩警察機構の末端組織としてきわめて重要な働きをした被差別民について述べたい。東北地方にはいわゆる差別問題が少ないといわれるが、近世期に被差別民がいなかったわけではない。しかも、それぞれの地域で警察力として、あるいは死刑執行役人として、決して見落としてはならない役割を演じていた。仙台藩においてもこれは例外ではない。以下、警察機構の末端組織に組み込まれていた被差別民を「乞食小屋主」とそれ以外の被差別民の2つに分けて叙述する。

① 乞食小屋主

乞食が、いつから警察力に組み込まれたかは定かでない。すでに近世前期に、いたずら者や悪党取締りの任務を与えられて村々に存在したとする史料もあるが、本格的に警察機構に組織されたのは、先に目明しの項で述べたように、享保頃のことであろう。すなわち、乞食仲間一統が正式に「目明し十右衛門」の支配を受けるとともに、「取方向芸道」すなわち犯罪捜査や逮捕術に励むようになったという。このように目明し支配を受けた乞食の一家の長を、史料上では「乞食小屋主」ないし「小屋主」と呼んでいる。以下、乞食一般と区別するため、目明し支配を受けて警察力に組み込まれた乞食を「乞食小屋主」と呼ぶこととする。

乞食小屋主が警察力としてどのような職務を行ったかを観察する前に、当時の乞食小屋主のあり方の特徴を示しておこう。目明しが折に触れて乞食小屋主に申し渡した掟によれば、まず第1に、乞食小屋主にはその身分標識として焼印を捺した5寸四方の板札が渡されて、乞食小屋主は常時それを下げて歩かなければならなかった。

第2に、乞食小屋主は、当初三味線や鼓を用いて渡世することが禁じられていたが、宝暦年中に目明しによってそれが許された。ただし、歌舞伎めいたことをすることは相変わらず禁じられたままだったらしい。三味線・鼓という芸能的な要素をもつ渡世は、本来乞食小屋主が行うことではなく、香具師等の職能だったため、当初はその差異が厳格に守ら

れていたのだろうが、あるいは宝暦の飢饉等の影響であろうか、三味線と鼓については乞食小屋主も使えるようになったのである。しかし、芝居については、あくまでも芝居役者集団の職能とされ、乞食小屋主がそれを行うことは許されなかった。

第3に、乞食小屋主の主要な職務として犯罪捜査があり、そのための捕物道具として手木1本と差縄1筋を所持することが許された。ただし、脇差を差すことは禁止された。

第4に、原則として他領者を弟子にすることは禁じられたものの、縁組み等については国境を越えて他国の乞食小屋主仲間と取り結ぶことが認められていた。

そして第5に、百姓・町人が困窮して乞食小屋主仲間に入りたいという場合は、必ず目明しの判断を仰ぐことが要求され、勝手に加入させることが禁止された。

以上が、目明しによって申し渡された乞食小屋主のあり方についての掟である。その差別的な取扱いと目明しの強力な支配を見て取ることができる。

さて、それでは、乞食小屋主の主要な職務である犯罪捜査について、彼らは具体的にどのような活動を行ったのであろうか。明治初年のことであるが、これまで乞食小屋主がいかなる活動をしていたかを申し出た史料に、13ヶ条にわたってそれを記したのがある。それを要約すると、第1に、殺人や強盗など重罪はもちろんのこと、きわめて広範な警察活動をしており、場合によっては他郡他国にまで出かけていっている。すでに目明しの項で乞食小屋主仲間の領国を越えたネットワークの存在を指摘したが、ここでもそれを確認できる。第2に、彼らの勤めは町奉行から命じられるものであり、それゆえ自分たちは「御政事の端」に係わって「重き御用」を勤めているという強烈な自負をもっていることである。これは、あるいは差別されている意識の裏返しといえるかもしれないが、警察権力の末端に位置付けられている者の自覚として見逃せない。第3に、彼らは御用を勤める者として、刀・十手・指縄及び御用提灯の所持が認められているとしている。十手＝「鉄手木」・指縄・御用提灯の所持が認められたのは確かだろうが、いささか問題になるのは刀である。これはおそらく大小刀ではなく、いわゆるドスないし七首的なものであろう。そして第4に、彼らを直接支配する頭は「仙台表御目明」で、この支配頭が毎年彼らの逮捕術等の「取方向芸道」を巡察すると述べている。

以上の4点から、いかに乞食小屋主が警察力の末端として重要な役割を演じたかが、それなりに理解可能であろう。

このように、乞食小屋主は、城下・在方双方で重要な警察力として利用されていたが、

乞食小屋主の利用をめぐる、町奉行と小人目付との間で確執のあったことが知られる。すなわち、寛政3年4月に、小人目付が犯人逮捕に乞食小屋主を使ったところ、町奉行より、乞食小屋主は目明し支配であり、町奉行所の役人は使えるが、小人目付は使えない筈だとクレームがついたのである。これに対し小人目付側は、小人目付が乞食小屋主を使った先例がすでに5件あるとして、使用可能と主張している。

この両者の確執を受けて、奉行は、小人目付が乞食小屋主を道案内等に使うのは構わないが、召捕までに使うのはだめだとする一方、しかし、被疑者が大勢・強勢で小人目付の手勢だけで不足する場合は乞食小屋主を使ってもよいとした。要するにまったく玉虫色の裁定である。このため、乞食小屋主使用をめぐる町奉行と小人目付との確執は、この後に再燃することになるが、このことから乞食小屋主が警察力としていかに利用価値が高かったかを窺うことができる。

② 乞食小屋主以外の被差別民

仙台藩領には、乞食小屋主以外に、「穢多」と「癩人小屋主」と呼ばれる被差別民がいた。このうち穢多は、皮革業を独占するとともに、死刑執行に際して刑吏として使役された。しかし、彼らが警察力としてどの程度使役されたかは必ずしも明確でない。明治初年の監察係捕亡の伺いに、穢多、乞食小屋主及び癩人小屋主を火付け・盗賊・押入り等を取り抑えるため召し使いたいとあるので、おそらく藩政時代にも穢多が警察力としても利用されたと思われるが、あるいは乞食小屋主ほど明確に警察力としては位置付けられていなかったのかもしれない。

次に、癩人小屋主であるが、もともとは癩病人だったと思われるが、次第に癩病人を収容する小屋の住人を意味するようになったようで、その者は必ずしも癩病人ではなくなったとされる。しかし、いずれにせよ、癩病との関連で差別を受けたことは間違いない。彼らの本来の業務は、殖牛馬を処理して、その皮を穢多に引き渡すことだったので、この点からも被賤視される存在であった。

この癩人小屋主は明らかに乞食小屋主と並んで警察力として使役されており、犯罪者を取り抑えるとともに、在方で死刑執行後にその死刑囚の死体を晒す際には、その近所の乞食小屋主か癩人小屋主が番人になることになっていた。

③ 被差別民の身分解放

以上のように、仙台藩では、江戸町方と異なり、被差別民が警察力として使役された。この被差別民は、形のうえでは明治4年の身分解放令によって平民となったわけであるが、解放令発布後の明治4年11月に、旧仙台藩領である江刺郡の小屋主が、平民に取り

立てて貰うのはありがたいが、これまで村方から貰っていた手当がなくなると生活していけないので、これまで通り乱暴者や盗賊等の取締り役を継続させて欲しいと願い出ている。

ここには、田地も所持せず他の仕事も営めず、乞食をしながら村方の警察業務に携わることの報酬としての僅かな合力だけで生きている「小屋主」の姿がみられるのであり、被差別身分の解放がむしろその生存を危うくするという、悲惨な状況こそが発生しているのである。生活基盤の形成を伴わない身分解放が、いかなる結果をもたらすか。その典型的な一例といえよう。

以上、本研究の成果として、仙台藩警察機構の末端を担った人々の実態の一端を明らかにした。目明しと徒者締り役は藩の正式な役職として位置付けられ、その活動が大きな意義をもったことは疑いないが、同時に、城下・在方ともに多様な手先や被差別民が警察組織に組み込まれ、彼らの存在なくしては仙台藩領の治安維持はどうも不可能であった。仙台藩では、寛政9年以外には大規模な百姓一揆がみられなかった原因の1つとして、このような警察組織があったことを挙げることは、必ずしも不当ではあるまい。

しかし、この組織がつねに円滑に機能したわけでないことも見逃されてはならない。在方にとって弊害をもたらすとして手先の存在を否定的に捉える郡奉行と、在方の犯罪捜査に不可欠として手先の存在を肯定的に考える町奉行・小人目付との間に主要な確執・矛盾があり、このうえに、在方での捜査協力者をできるだけ自分のところに取り込もうとする町奉行と小人目付との間に副次的な確執・矛盾が存在した。要するに官僚の縄張り意識がもたらした縦割り行政という側面があったのである。

そして、こうした確執・矛盾を生んだ根元は、警察権力を笠に着て百姓を痛めつけるやくざ的な手先の存在であったことはいうまでもない。しかも、こうした手先を批判する郡奉行・大肝入の支配下にある徒者締り役もまた、程度の差こそあれ俠客的性格を有したし、城下の目明しも同様の社会的存在であった。彼らはずねに百姓・町人によって畏怖されるべき存在でなければならなかった。この点では、被差別民も差別される裏返しとして畏怖されるものであった。江戸時代の警察は、何よりも役威を厚くして庶民に恐れられる必要があったのである。

ところで、文化2年に、仙台藩は、町奉行や小人目付の手先は「道先案内」等のために使用するものであって、逮捕までさせてはならないと指示したことはすでに触れたが、「道先案内」という語からすぐに連想される

のは、幕府が奇しくも同じ文化2年に設置した関東取締出役によって使用された「道案内」である。この関東取締出役の「道案内」が、当初は然るべき村役人等が務めることを予定されていたにもかかわらず、次第に俠客的人物がそれに就くようになったことは、すでに多くの研究によって指摘されている。さらに、近年、本来は江戸の町奉行の補完機関としての性格をもっていた火附盗賊改が在方をも廻村し、その際に「道案内」を使用したことも指摘されている。

本研究との関連において注目したいのは、これらの研究においては、まずそもそも関東取締出役と火附盗賊改、さらにはそれらと代官との関連や捜査権限、また、彼らの使用した「道案内」ないし手先の特徴や関係が詳細に分析されつつあることである。関東在方という非領国地域においては、こうした複数の警察機関がいかに連携したかという問題があり得ることは十分理解可能であるが、じつは領国を形成していた仙台藩においても、これまで縷々説明したように、郡奉行、町奉行、小人目付といった諸機関及びそれらの手先等の連携・対抗関係があったのである。

このような複数警察機関及びその手先等の連携・対抗関係を究明するという問題は、ひとり仙台藩に止まらず、在方の警察力が十分でなかった諸藩の多くで問題となり得る事柄であろう。藩警察機構の分析を行う際には、このような視点も必要なことを本研究が問題提起できているならば、それだけでも本研究の課題の1つは達成されたといつてよい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表] (計1件)

- ① 吉田正志、仙台藩警察機構と被差別民、民主主義科学者協会法律部会東北支部、2008年9月7日、岩手県花巻市

6. 研究組織

(1) 研究代表者

吉田 正志 (YOSHIDA MASASHI)
東北大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：30113872

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし